**同　意　書**

**表面**

**（地域計画未策定の場合／目標地図上の予定耕作者と申請書上の耕作者が異なる場合）**

守山市長　様

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項に基づく賃借権の設定等について、下記の事項について同意します。

記

１　対象農地は裏面のとおりであること。

２　今後、別紙貸借申請書のとおりに地域計画・目標地図の策定または変更が行われること。

３　集落における農用地の集積、集約化の取組に協力すること。

※　今回の申請による賃借権の設定等がなされる前に行われる、農業委員会や利害関係人への意見聴取の結果によっては賃借権の設定等ができない場合があります。

**（権利の設定をする者（所有者））　　　　　　（権利の設定を受ける者（耕作者））**

令和　　年　　月　　日

住所

氏名

電話番号

令和　　年　　月　　日

住所

氏名

電話番号

※署名または記名押印

※署名または記名押印

**確　認　書**

**（農業組合長確認欄）**

農地のある地域の農業組合長に確認いただく事項

* 当該貸借申請書のとおりの地域計画・目標地図の変更について、現在の目標地図上の予定耕作者（相続人を含む）の同意を得ていること。
* 今後の地域計画・目標地図の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
* 農地の集積・集約化や、ブロックローテーション、水利費の徴収に支障を及ぼすおそれがないこと。

令和　　年　　月　　日

右記の事項を確認しました。

　　　　　　　　　　　　農業組合

組合長

※署名または記名押印

**＜裏面あり＞**

**裏面**

本同意書について

農地中間管理事業による賃借権の設定等を行う際には、原則、地域農業の将来のあり方を示す「地域計画」内の農地であり、権利の設定を受ける者が同計画の目標地図（農地一筆ごとの将来の耕作者を示す地図）に位置付けられていることが必要とされています。

しかし、地域計画の対象区域外の農地（主には農用地区域外の農地（いわゆる白地））や、対象であっても、目標地図上の予定耕作者と農用地等貸借申請書上の耕作者が異なる場合などは、本同意書が必要です。

本同意書を別紙貸借申請書に添付いただくことで、将来的に、貸借申請書の内容に沿って地域計画・目標地図が策定される、または変更される見込みであると判断される場合は、当該賃借権の設定等を行うことが可能となります。

対象農地 ※農用地等貸借申請書上の農地情報および目標地図上の予定耕作者名を転記

※目標地図上の予定耕作者と申請書上の耕作者が異なる農地のみの記載で可

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 賃借権の設定等を行う土地 | | | | | | |
| 所在 | | | | 現況  地目 | 面積（㎡） | 目標地図上の予定耕作者 |
| No. | 町(大字) | 字 | 地番 |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |

補足

●目標地図で耕作者に位置付けられても、それだけでは権利は発生しません。別紙農用地貸借申請書の提出による賃借権の設定等が必要です。

●農用地区域外の農地（いわゆる白地）を地域計画の区域に含めた場合、当該農地は農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づいて農用地区域内の農地（いわゆる青地）となり、農用地等以外の用途に供すること（開発行為等）に制限がかかる可能性があります。